

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 市教育委員会事務の点検及び評価にいじめ重大事態を含めよ

質問要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられている。また、小平市教育委員会は点検・評価を実施するに当たってその意義を次のように 2 つ定めている。①毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

この法と意義に基づいて、小平市教育委員会は毎年自己点検と評価を行い「小平市教育委員会事務の点検及び評価」として報告書をまとめ公表している。

ここ数年いじめ重大事態の認定が増えている。重大事態の判断や第三者委員会の調査に関し、ほぼ毎回、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に反するような事態が起き、いじめ被害者やその家族と市教育委員会との間で深刻な問題が生じている。

上記の法や点検・評価の意義に照らせば、小平市教育委員会事務の点検及び評価に、いじめ重大事態の発生について報告をし、その管理及び執行の状況について点検及び評価をすることは当然のことと考える。しかしそうならないことから以下質問する。また、教育委員会事務の点検及び評価に関わることとして、学校についての適正な評価についても最後に質問する。

1. いじめ重大事態について、小平市教育委員会事務の点検及び評価に、その発生報告とともに管理及び執行の状況についての点検及び評価をしなければならないと考えるが、見解は。
2. 平成 30 年 4 月 13 日と令和 4 年 3 月 14 日にそれぞれ 1 件ずついじめ重大事態の調査報告書が作成され、それ以前にも当該の調査や資料の作成等が行われ、さまざまな課題が発生していた。しかしこれまでの小平市教育委員会事務の点検及び評価報告書には、いじめ重大事態についての記載が一切ないようだ。記載してこなかった具体的な理由は。また、これらいじめ重大事態の調査結果は、それぞれ議会に対してどのように報告してきたか。
3. 小平市教育委員会事務の点検及び評価報告書は市ホームページに最新の 1 年度分しか掲載されていない。それ以前の過去年度分を掲載していない理由は。
4. 市ホームページのトップページからリンクをたどって「小平市教育委員会事務の点検及び評価報告書」のページに到達できないようだが、なぜか。
5. いじめ防止対策推進法第 34 条には「学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。」と書かれている。いじめ重大事態が起きた当該学校の当該年度の学校評価を読んでも、いじめについての言及がないようだが、法に抵触していないか。市教育委員会の認識は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 5 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
